

2026 年度 公益財団法人シロ財団 助成金募集要項（第二回）

1. 目的

本助成金は、地域の居場所づくりや社会福祉活動を行う団体等を支援し、社会福祉の向上に寄与することを目的とします。

2. 助成対象事業

対象となる事業と団体

本助成金の対象となる事業は、次のような活動です。

- ・社会で生きづらさを感じたり、困ったりしている方たちにとっての居場所をつくり、運営している団体
 - ・「だれも排除されない世の中」をつくる当財団と想いを共有し、社会にとって必要で価値ある活動をしている団体
- のうち、活動の継続や拡大のための支援を必要としている団体

対象経費科目

助成内容：助成事業の実施に必要な経費

（人件費、旅費交通費、備品消耗品費、会場費、業務委託費、水道光熱費、広告宣伝費、通信費、謝礼金、食費、修繕費、研修費など）

- ・申請時に、収支計画をご提出いただきます。採択後の内訳の変更については協議の上認められるものとします。
- ・他団体や行政機関等による助成金・補助金の受給状況や申請状況については、申請書にご記入ください。
- ・対象団体の役員報酬、家賃にはご使用いただけません。

3. 助成金の概要

- ・採択件数：年間 5 件程度
- ・給付期間：採択決定日から 1 年間（双方の協議により最長 3 年間まで更新可）
- ・給付金額：1 件あたり年間最大 200 万円

4. 応募資格

次の条件を満たす団体または個人

- ・日本国内で助成対象事業を実施する団体・個人
(一般財団法人・公益財団法人・社会福祉法人・NPO 法人・任意団体・個人などを含む)

対象外の団体

- ・営利目的の団体（株式会社、合同会社、有限会社など）
- ・有期のプロジェクトなど、活動継続を前提としていないもの

5. 応募方法

当財団のホームページに掲載している申請フォーマットに必要な事項を記入のうえ、以下の書類を添付してご提出ください。

提出書類

- (1) 助成金申込書（財団指定フォーマット）
- (2) 収支計画書（財団指定フォーマット）
- (3) 事業計画書（必要に応じて）
- (4) その他、必要に応じた追加書類

6. 応募期間

~~＜第1回＞2026年4月1日（水）～2026年6月30日（火）（募集終了）~~

＜第2回＞2026年8月1日（土）～2026年9月30日（水）

※必要に応じて、第3回募集を行う場合があります。その際は当サイトに掲載いたします。

7. 選考方法

提出書類に基づき選考を行います。

複数回の面談・現地での活動見学を行い、助成先を決定いたします。

8. 結果通知

選考結果は2026年11月頃までに応募者へ通知します。

9. 助成金受給者の義務

受給者は、次の事項を財団へご報告ください。

- ・年1回の助成金実施完了報告書の提出（財団指定フォーマット）
- ・助成事業の内容や実施期間の変更
- ・活動に関する連絡先・担当者の変更
- ・その他、助成金の受給に影響がある事項

詳細な提出方法や期限は、採択決定者に別途案内します。

10. 助成金の停止

次のいずれかに該当する場合は、助成金の給付を停止することがあります。

- ・助成事業を実施できなくなった場合
- ・虚偽の申請や報告があった場合
- ・受給者として不適切と判断される行為があった場合

11. 反社会的勢力の排除

申請団体の役員または申請者本人、ならびに三親等以内の親族が、現在、暴力団その他の反社会的勢力に属する場合、当財団の助成金に申し込むことはできません。

12. 事前申告義務

次のいずれかに該当する場合は、応募時にその旨を申告してください。

- ・申請団体の役員または申請者本人、ならびに三親等以内の親族が、過去に暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に該当していた場合
- ・申請団体の役員または申請者本人が、有罪判決を受けた犯罪歴（前科）または逮捕・送検等の前歴を有する場合

申告内容に虚偽があることが判明した場合は、応募資格または採択を取り消すことがあります。また、既に助成金を支給している場合には、その返還を求めることがあります。

13. 問い合わせ先

当助成金に関するお問い合わせは、下記のメールアドレスまでお願いします。

メール：info@shirofound.org

担当：野木村・辻中

以上